

令和2年4月13日  
一般財団法人世田谷トラストまちづくり

## 財団管理施設の利用休止について(～5/31)

4月7日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が、東京都を対象として公示されたことに伴い、世田谷区は、区立公園施設等の利用休止について、5月31日(日)まで延長する方針を決定しました。

これを受け、当財団では、次のとおり当財団管理施設を利用休止することといたしました。

ご利用を予定されていた皆様には大変申し訳ありませんが、何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

休止期間 令和2年4月13日(月曜日)～5月31日(日曜日)

※ 感染拡大等の状況により、変更となる場合もあります。

休止施設 桜丘すみれば自然庭園 管理棟  
瀬田四丁目旧小坂緑地 小坂家住宅  
瀬田農業公園(フラワーランド) 管理棟  
成城みつ池緑地 旧山田家住宅全体  
成城五丁目猪股庭園 全面  
(一財)世田谷トラストまちづくり ビジターセンター

(一財)世田谷トラストまちづくり 総務係  
電話 03-6379-4300